

議案第 7 号

倶知安町手数料条例の一部改正について

倶知安町手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

倶知安町長 文 字 一 志

倶知安町手数料条例の一部を改正する条例

倶知安町手数料条例（平成12年倶知安町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項、5の項、7の項及び8の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあっては、200円）」を加える。

別表第3の1の項中「450円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあっては、350円）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年11月2日から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定は、令和9年1月13日から施行する。

説 明

各種証明書のコンビニ交付を実施するにあたり、コンビニ交付の利用促進と窓口の混雑緩和を目的とし、多機能端末機から発行する証明書の手数料を減額するため、所要の改正を行うものである。

俱知安町手数料条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表第1（第2条関係） 住民票・印鑑登録等に関するもの				別表第1（第2条関係） 住民票・印鑑登録等に関するもの			
番号	手数料を徴収する事務	単位	額	番号	手数料を徴収する事務	単位	額
1	住民票又は除票の写し	1件につき	300円（多機能端末機による交付の場合にあつては、200円）	1	住民票又は除票の写し	1件につき	300円
2	広域交付住民票の写し	1件につき	300円	2	広域交付住民票の写し	1件につき	300円
3	住民票記載事項証明証又は除票記載事項証明	1件につき	300円	3	住民票記載事項証明証又は除票記載事項証明	1件につき	300円
4	住民基本台帳の閲覧	1件につき	300円	4	住民基本台帳の閲覧	1件につき	300円
5	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写し	1件につき	300円（多機能端末機による交付の場合にあつては、200円）	5	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写し	1件につき	300円
6	印鑑登録証の交付	1件につき	300円	6	印鑑登録証の交付	1件につき	300円
7	印鑑登録証明書	1件につき	300円（多機能端末機による交付の場合にあつては、200円）	7	印鑑登録証明書	1件につき	300円

				機能端末 機による 交付の場 合にあつ ては、200 円)
8	租税公課に関する証明（ただし、俱知安町税条例（昭和25年俱知安町条例第13号）第18条の4に規定する証明を除く。）	(1) 町民税に係る所得・課税に関する証明（1年度ごとに1件とする。） (2) 町税に滞納のないことの証明（納期限が到来している全ての税目に係る証明を1件とする。）	1件につき	300円(多機能端末機による交付の場合にあつては、200円)
9	土地建築物に関する証明（土地は1筆、建物1棟ごとに1件とし、1件を加えるごとに100円を加算した額とする。）		1件につき	300円
10	改葬に関する許可		1件につき	300円
11	営業に関する証明		1件につき	300円
12	破産等身分に関する証明		1件につき	300円
13	公簿、公文書、図面等の謄抄本		1件につき	300円
14	公簿、公文書、図面等の閲覧（公簿にあっては1冊、公文書にあっては1事		1件につき	300円

8	租税公課に関する証明（ただし、俱知安町税条例（昭和25年俱知安町条例第13号）第18条の4に規定する証明を除く。）	(1) 町民税に係る所得・課税に関する証明（1年度ごとに1件とする。） (2) 町税に滞納のないことの証明（納期限が到来している全ての税目に係る証明を1件とする。）	1件につき	300円
9	土地建築物に関する証明（土地は1筆、建物1棟ごとに1件とし、1件を加えるごとに100円を加算した額とする。）		1件につき	300円
10	改葬に関する許可		1件につき	300円
11	営業に関する証明		1件につき	300円
12	破産等身分に関する証明		1件につき	300円
13	公簿、公文書、図面等の謄抄本		1件につき	300円
14	公簿、公文書、図面等の閲覧（公簿にあっては1冊、公文書にあっては1事		1件につき	300円

	件、図面等にあつては1枚を1件とする。)		
15	自動車の臨時運行許可	1両につき	750円
16	住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円
17	優良宅地認定	1件につき	81,600円
18	前各号に該当しない証明	1件につき	300円

別表第3（第2条関係）

戸籍に関するもの

番号	手数料を徴収する事務	単位	額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円 (多機能端末機による交付の場合にあつては、 350円)
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

	件、図面等にあつては1枚を1件とする。)		
15	自動車の臨時運行許可	1両につき	750円
16	住宅用家屋の証明	1件につき	1,300円
17	優良宅地認定	1件につき	81,600円
18	前各号に該当しない証明	1件につき	300円

別表第3（第2条関係）

戸籍に関するもの

番号	手数料を徴収する事務	単位	額
1	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき	450円
2	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	350円
3	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

	第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）				使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）		
4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円	4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	1通につき	750円
5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円	5	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき	450円
				6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子	除籍電子	700円

6	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	700円	除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	証明書提供用識別符号 1 件につき	
7	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、	戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき	350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求に

			請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、 1,400円)				より法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、 1,400円)
8	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報たもの1の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものを1の件につき	350円	8	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報たもの1の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものを1の件につき	350円

俱知安町手数料条例の一部を改正する条例（案）について

1. 改正理由

各種証明書のコンビニ交付を実施するにあたり、コンビニ交付の利用促進と窓口の混雑緩和を目的とし、多機能端末機から発行する証明書の手数料を減額するため、所要の改正を行うものです。

2. 改正内容

多機能端末機から発行する証明書の手数料を100円減額する。

○取得できる証明書・手数料

証明書の種類	コンビニ手数料	窓口手数料
住民票の写し	200円	300円
印鑑登録証明書	200円	300円
戸籍全部・個人事項証明	350円	450円
戸籍の附票の写し	200円	300円
課税証明	200円	300円

3. 施行期日

令和8年11月2日（課税証明については令和9年1月13日）

※コンビニ交付の概要

- ・マイナンバーカードなどを利用して全国のコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機で住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスで、デジタル化の推進、町民の利便性の向上、窓口の混雑緩和が図られる
- ・利用時間は、午前6時30分～午後11時まで
（年末年始（12月29日～1月3日）・システムメンテナンス時は利用不可）
- ・俱知安町に住民票がなくても、事前に申請することにより戸籍・附票の取得が可能